

令和7年度 帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業
(Ⅰ 帰国・外国人児童生徒等に対するきめ細かな支援事業)
事業内容報告書の概要

地方公共団体名【 大阪府八尾市 】
令和7年度に実施した取組の内容及び成果と課題
1. 事業の実施体制(運営協議会・連絡協議会の構成員等) (1) 加配教員配置校連絡会 ○管理職部会(年間1回) (構成) 市教委担当課長、指導主事・日本語指導加配配置校校長(10名) ○担当教員部会(年間4回) (構成) 市教委担当指導主事・日本語指導加配担当教員(19名) (2) 八尾連絡会(年間2回、うち1回は多言語進路ガイダンス) (構成) 市教委担当課および関係課指導主事計3名・市長部局関係課1名・教職員研究団体代表者および事務局 計4名・関係校担当教員2名・市内関係機関代表1名
2. 具体の取組内容 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること (1) 地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営 ①加配教員配置校連絡会 ○管理職部会(年間1回)、担当教員部会(年間4回)の実施 ②八尾連絡会(年間1回および多言語進路ガイダンスの実施) (2) 学校における指導体制の構築 ・日本語指導加配教員を活用した系統性のある日本語指導体制の構築 ①海外からの直接編入に対応(個別の抽出指導による1日5コマ×5日＝25コマのプログラム) *直接編入対応を専任に行う日本語指導加配教員による指導、プログラムは統一したものを使用 ②初期日本語指導クラス(抽出指導による35コマのプログラム) - 初期の日本語指導、プログラムは統一したものを使用 ③学習言語支援(抽出指導や入り込み指導) - 児童生徒の状況に応じた学習言語の指導 ・少数在籍校への巡回指導、児童生徒の実態に応じた多文化共生教育の推進 (3) 「特別の教育課程」による日本語指導の実施 ・すべての日本語指導が必要な児童生徒について「特別の教育課程」による日本語指導を実施。 ・児童生徒の実態や指導内容に応じて個別の指導やグループ指導の実施。 (巡回指導校には、巡回指導担当教員が適宜助言)。 (4) 成果の普及 ・ホームページで日本語指導に関する研修や多言語進路ガイダンス等の取組みや成果を発信。 ・教育研究団体主催の民族文化フェスティバルにおける民族クラブへの支援を通じて、多文化共生に関する保護者や市民等への啓発。 (5) 学力保障・進路指導 ・日本語指導担当教員(巡回教員)と連携しながら学習状況の確認、ケース会議等を通じて情報共有の実施。 ・児童生徒の日本語能力に応じた通訳派遣。 ・学期末懇談や進路懇談会等への通訳派遣。 ・関係課や関係団体等とも連携しての多言語進路ガイダンスの実施。 【入試制度の説明、高校の教員による高校紹介、先輩の話等、将来に展望のもてる内容で実施。対象は中学2・3年生およびその保護者対象】

(7)ICTを活用した教育・支援

- ・日本語学習アプリを活用した初期指導の実施。
- ・自校と巡回校とをオンラインでつないだ日本語指の実施。
- ・通訳機の整備および貸出。

(9)日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- ・DLAを活用した児童生徒の日本語能力の測定。
- ・個別の日本語能力に関する確認および指導方法の工夫改善への活用。

(10)日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

○日本語指導担当教員の派遣

- ・直接編入の児童生徒への初期日本語指導を2名の専任教員が、統一したプログラムで実施(抽出指導、25コマ)。
- ・少数在籍校24校へ日本語指導巡回教員8人を派遣。

○児童生徒および保護者が安心して生活できるようサポートを図るための言語介助員の派遣

- ・ベトナム語および中国語の言語介助員6人をのべ11校に配置および派遣。
- ・授業への入り込みによる通訳支援、懇談や家庭訪問等における保護者への通訳支援を実施。
- ・民族クラブを含む多文化共生教育に関する支援の実施。

○児童生徒の母語がわかる日本語指導補助員の派遣

- ・授業への入り込みによる児童生徒の通訳支援。

○保護者の母語がわかる支援員の派遣

- ・懇談会や多言語進路ガイダンス等における通訳支援。

3. 成果と課題 ※取り組んだ実施事項(1)～(13)について、それぞれ記入すること

(1)地域の外国人児童生徒等指導体制の推進に係る運営協議会・連絡協議会の設置・運営

- ・日本語指導や多文化共生教育に関するビジョンを共有し、児童生徒および保護者支援の在り方、効果的な支援体制について深めることができた。
- ・多言語進路ガイダンスの実施により、将来への展望を持つことができた。
- ・多言語進路ガイダンスの対象者に対するガイダンス参加の呼びかけを強化していく。

(2)学校における指導体制の構築

- ・段階的に日本語指導を実施することで、個々の状況に応じた支援を図ることができた。
- ・巡回指導の実施や連携を図ることで、切れ目のない継続した支援を行うことができた。
- ・増加している直接編入や少数点在化への対応、日本語指導の実践を推進できる人材の育成を図る。
- ・適切な巡回指導の時間が確保できる体制の整備を図る。

(3)「特別の教育課程」による日本語指導の実施

- ・的確な課題把握や目標設定、実態に応じた日本語指導を実施することで、児童生徒が意欲的かつ効果的に日本語学習に取り組み、日本語能力の向上を図ることができた。
- ・今後も、特別の教育課程の編成により、教職員および児童生徒が見通しをもって取り組めるようにアセスメントを実施していく。

(4)成果の普及

- ・ホームページによる取組みや成果を発信した。
- ・市教委が支援する市の教育研究団体主催の民族文化フェスティバルに、民族クラブが参加することで多文化共生に関する市民等への啓発にもつながった。
- ・直接編入の増加やさまざまな国にルーツのある児童生徒が増えている状況を鑑み、アイデンティティの保持増進、ちがいを認め合う多文化共生教育の取組みについて一層推進する必要がある。

(5)学力保障・進路指導

- ・巡回指導担当教員を交えたケース会議や情報共有ノート等を活用して、学習状況や日本語能力等について共有を図った。
- ・児童生徒の日本語能力に応じた通訳派遣を実施した。
- ・進路懇談への通訳派遣を実施した。
- ・関係課や関係団体等とも連携し、多言語進路ガイダンスを実施した。保護者も参加しやすいように日曜

日に開催した。

- ・海外からの直接編入の増加や少数点在化による巡回指導の時間確保が課題である。
- ・早くから進路を見据えた取組みが必要であり、多言語進路ガイダンスにおいては引き続き中学2年生の参加も呼び掛けていく。

(7) ICT を活用した教育・支援

- ・日本語学習アプリを活用したことで、意欲的な学びにつながった。
- ・オンラインで児童生徒の交流ができ、意欲的に学習に取り組めた。
- ・海外からの直接編入も増えていることから、ICT の翻訳機能等も有効活用を図る必要がある。
- ・学校によって授業時間や時間割に差異があることから、調整に時間を要することがある。

(9) 日本語能力測定方法等を活用した実践・検証

- ・DLA を活用した児童生徒の日本語能力の測定し、個別の日本語能力を的確に把握することで、適切な指導につなげることができた。
- ・日本語指導が必要な児童生徒が増加しており、今後も個々の実態に応じた支援が求められることから適切な日本語能力の把握が必要である。
- ・「ことばの力のものさし」を活用した日本語能力の測定が図られるよう、教職員への研修を通して実践力の向上を図っていく。

(10) 日本語指導ができる、又は児童生徒等の母語が分かる支援員の派遣

- ・言語介助員、日本語指導補助員による丁寧なサポートや学習支援により、日本語指導が必要な児童生徒の学力保障や進路保障の充実、安心した学校生活につなげることができた。
- ・懇談や家庭訪問への通訳派遣により学校と保護者との信頼関係の構築、日本の学校教育への理解や子どもの支援につながった。
- ・直接編入が増加の一途をたどり、巡回指導や通訳配置の十分な時数の配置が難しい状況である。
- ・日本語指導補助員および支援員の人材発掘、確保が課題となっている。引き続き、関係機関とも連携しながら人材の確保に努めていく

本事業で対応した幼児・児童生徒数	幼稚園等	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校
	人 (園)	283 人 (22 校)	157 人 (13 校)	1 人 (1 校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)
うち、特別の教育課程で指導を受けた児童生徒数		人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)	人 (校)

4. その他(今後の取組予定等)

- ・日本語指導補助員等、通訳人材のさらなる発掘

※ 枠は適宜広げること。(複数ページになっても差し支えない) 成果物等があれば別途提出すること。

※ 事業内容報告書の概要は、様式9(添付1)の5. 成果イメージ資料のポンチ絵と併せて、文部科学省ホームページで公開する。